

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 2 7 日

保 護 者 各 位

豊明市長 小浮 正典
(公 印 省 略)

「愛知県緊急事態措置」を受けた登園自粛要請について（お知らせ）

日頃は、本市保育行政に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日、愛知県知事が発令した「愛知県緊急事態措置」を受けて、豊明市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市内の保育所等（保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。以下同じ。）を利用する豊明市の子どもの保護者の皆さまに対し、下記の期間において登園自粛要請を行うことが決定しました。

つきましては、登園自粛が可能なご家庭につきましては、ご利用の保育所等に申し出ていただき、登園を控えていただくようお願いいたします。

なお、今回のお願いについては、あくまで登園自粛要請であり、休園措置ではないことから、保育の必要な方については、保育所等の利用は可能です。

また、今回の決定については、緊急を要することから、直接書類を郵送させていただきました。この内容は、ご利用の保育所等には通知済みですのでご承知おきください。

ご不明な点などがございましたら、お問い合わせください。

記

<登園自粛要請期間>

令和 3 年 8 月 3 0 日（月）から令和 3 年 9 月 1 2 日（日）まで

<お願い事項>

- 保育所等の施設で感染拡大を防止するためには、できる限り集団の規模を小さくすることがお子さまや施設職員の感染予防につながります。自粛が可能な方についてはできる限りご協力ください。
- 在園児又は在園児と同居の家族が濃厚接触者に特定された場合や P C R 検査を受ける場合は、保育所等へご連絡ください。
- お子さんを預ける場合においても、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際は登園を控えてください。

裏面あり

- 登園自粛にご協力いただける場合は、各保育所等の運営の都合もありますので、事前に登園自粛する旨をお伝えください。

＜登園自粛期間中の保育料等について＞

- 保育料については、登園自粛日数に基づく日割り計算により保育料の再計算を行い、後日差額を返金する予定としています。具体的には、次の計算式により保育料を決定します。

$$\text{＜8月＞} \quad \text{保育料月額} \times \frac{23※1 + (\text{登園自粛要請期間中の登園日数})※2}{25※3} \quad (\text{円})$$

$$\text{＜9月＞} \quad \text{保育料月額} \times \frac{14※1 + (\text{登園自粛要請期間中の登園日数})※2}{25※3} \quad (\text{円})$$

※1 登園自粛要請期間対象外日数（25から、登園自粛要請に係る登園日数を控除した数）

※2 登園自粛要請期間において、実際に登園した登園自粛期間中の登園日数

※3 法令等により定められた日数

【計算例】

9月の保育料月額が42,000円、9月中は一度も登園していない場合

$$9\text{月の保育料} = 42,000\text{円} \times 14 / 25 = 23,520\text{円}$$

- 利用者負担額（認定こども園及び地域型保育事業所における保育料）については、上記と同様の計算を行い、施設を通じて返金いたします。
- 給食費等の実費徴収費用については、各保育所等により異なりますので、ご注意ください。なお、公立保育所の副食費については、保育料及び利用者負担額の考え方に基づいて決定します。
- 登園自粛要請期間につきましては、今後の状況により延長する場合がありますのでご承知おきください。延長する場合は、市HP等によりお知らせしますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

担当：豊明市役所 こども保育課 保育係
電話：0562-92-1120